

議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年2月21日（金曜日）
午前10時00分開会、午後0時15分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 令和7年第2回（6月）定例会の日程（案）について
 - (2) 令和7年第1回（3月）定例会の運営について
 - ① 日程について
 - ② 上程される議案等について
 - ア 報告5件、イ 条例15件、ウ 予算8件、エ 契約、財産の取得 2件
 - オ 市道の認定等 3件、カ 債権の放棄 2件、キ その他の単独議案 2件
 - ク 補正予算（追加議案）7件、ケ 人事（最終日提出）1件
 - ③ 請願・陳情について
 - ④ 各種委員会委員の選出について
 - 【土浦市産業文化事業団理事（選出すべき人数 3名）】
 - 【土浦市産業文化事業団監事（選出すべき人数 1名）】
 - 【土浦市防災会議委員（選出すべき人数 2名）】
 - 【土浦市廃棄物減量等推進審議会委員（選出すべき人数 2名）】
 - 【土浦市バリアフリー推進協議会委員（選出すべき人数 1名）】
 - (3) 議会関係例規の改正について
 - (4) 政務活動費の手引きの改正について
 - (5) 陳情の取扱いについて
 - (6) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書について
 - (7) 土浦市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
 - (8) 議会費の減額補正について
 - (9) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (10) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 目黒 英一
委 員 小坂 博

委員 勝田 達也
委員 矢口 勝雄
委員 田中 義法
委員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 島岡 宏明
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（4名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉
次長 元川 宏
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主幹 高橋 陽平
主事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 皆さんおはようございます。今日は議会運営委員会を開いていただきまして、早朝より御出席賜りまして本当にありがとうございます。今日の議案は重要かつデリケートな部分をたくさんございますので、皆様方で十分慎重協議していただきまして、新方向性を決めていただきたいと思いますと思っております。今日はよろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは早速、協議事項に入ります。協議事項(1)令和7年第2回6月定例会の日程案について、協議をお願いいたします。執行部より説明をお願いします。

○小林副市長 それではサイドブックスお聞きいただいているところから、資料1令和7年第2回定例会日程をお聞きいただきたいと思います。令和7年第2回定例会の日程につきましては、資料に記載のとおり、6月3日火曜日開会、6月19日木曜日、閉会の会期でお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 ただ今の件で何か御意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それでは令和7年第2回定例会の日程については執行部説明のとおりといたします。次に協議事項(2)令和7年第1回3月定例会の運営について協議をお願いいたします。執行部から執行部及び事務局から日程について説明をお願いいたします。

○小林副市長 それでは1つお戻りいただきまして資料2、令和7年第1回定例会日程をお聞きいただきたいと思います。記載のとおり、3月4日火曜日開会、3月25日火曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。そのほか、全員協議会につきましては、議会初日の3月4日火曜日9時30分から予定しまして、議題は防災訓練シェイクアウトつちうらの実施について、学校給食費の改定についての2件について、また一般質問最終日の3月12日水曜日には開催時間は未定となっておりますが、人権擁護委員候補者の推薦についての1件について御説明させていただきたいと存じます。また、議会最終日につきましては、現在案件を予定してございませんが、必要が生じた場合に開催をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○元川事務局次長 前回の議会運営委員会でもお諮りさせていただきました。ただ今の日程中3月11日火曜日、こちらにつきましては同日午前中に中学校と義務教育学校の卒業式が予定されておりますことから、本会議は午後1時半から開会となりますので御注意願います。以上でございます。

○吉田委員長 それではただ今の件で何かございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。ではただ今の説明のとおりといたします。次に上程される議案等の説明をお願いいたします。まず報告について執行部から説明をお願い

いたします。

○**山口市長公室長** 令和7年3月第1回定例会に提出をいたします議案等の説明のほうさせていただきたいと思えます。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告5件、議案39件、諮問1件、合わせて45件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件一覧です。提出案件は、報告につきましては、専決処分5件、議案につきましては、条例15件、R7年度予算8件、3ページにまいりまして、契約、財産の取得2件、市道の認定等3件、債権の放棄2件、その他の単独議案2件、議案ではございませんが、選挙1件、追加議案といたしまして、補正予算7件、最終日に提出を予定しております、諮問につきましては、人事案件1件でございます。4ページをお願いいたします。報告案件について説明させていただきます。いずれも、専決処分の報告でございます。報告第2号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が、乙戸南三丁目地内の市道I級39号線を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部を損傷した事故の和解です。報告第3号公用車に係る物損事故の和解につきましては、消防本部の公用車が、文京町地内の高架道下の県道24号土浦境線を走行中、左側から道路に進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損した事故の和解です。5ページをお願いします。報告第4号から第6号は、同一の消防施設を起因とするものです。報告第4号消防施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が、下高津四丁目地内の県道123号土浦坂東線を走行中、道路に設置してあった消火栓の蓋が跳ね上がり、車両下部を損傷した事故の和解です。報告第5号消防施設管理瑕疵に係る人身事故の和解につきましては、報告第4号での事故の際に、事故の衝撃で相手方が頸椎捻挫等の怪我を負ったことに対する和解です。報告第6号消防施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、第4号の事故の後、別の相手方が同箇所を走行中、同様に消火栓の蓋が跳ね上がり、車両下部を損傷した事故の和解です。報告第4号の事故後、警察から消防に連絡があり、現場に向かっている間に、近隣住民の方が蓋を戻してくださったようでございまして、2件目の事故が発生した模様です。現在は、緊急修繕を実施し、蓋が持ち上がらないように措置してございます。以上の報告案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日をもって専決処分し、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告案件についての説明は、以上でございます。

○**吉田委員長** それでは、委員の皆様、何かございますか。

○**矢口委員** 内容についてでちょっと恐縮なんですけど、今の報告でちょっと不可解なのは、1件目の事故で頸椎捻挫までされてるのにもかかわらず、また、蓋がそのままそうなってて次の事故がおきたっていうのはよく理解しにくいところなんですけど。

○**山口市長公室長** 5ページ、4号5号6号とございまして表の上に時刻は事故発生時刻年月日ということで、時刻が入っているかと思えます。時系列で申し上げますと、第4号の事故は朝の7時47分でございます。こちらのほうは警察が現場検証を行った時間ということでございまして、警察から8時半ごろを消防に連絡があったようでございます。それから消防ですぐ出動いたしまして8時40分に消防が現場に到着した時点で、

すでに2回2件目の事故が発生していて、実は私もそういった事故に遭いましたという報告があって、2件目の事故が発覚したということになっております。先ほど申し上げましたようにその間にですね、蓋が外れていたものを近隣住民がそのままでは危ないと判断したのかどうかわかりませんが、道路に蓋を戻していただいたということで現場に到着する間にですね、その蓋がまた外れて事故に遭ってしまったというものでございます。現在は蓋のほうははずれないような措置を講じているとでございます。以上でございます。

○矢口委員 1件目のほうは頸椎捻挫されて、その場にいらっしゃらなかったってことなんですかね。

○山口市長公室長 現場検証が終わった後に確認はしていないんですけれども、そのまま病院に行かれたのかどうかは、はっきりはこの場ではもう申し上げられないんですが、大変申し訳ございません。確認をいたしまして後程。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に条例について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 6ページをお願いいたします。今定例会に提出を予定しております議案のうち、まずは条例について説明させていただきます。議案第8号土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正につきましては、公共施設の再編・再配置に伴い、上大津支所の機能の一部を上大津公民館に移転することに伴う名称や位置の変更、神立出張所の神立支所への名称変更などの改正であり、上大津支所の機能移転に係る準備期間を踏まえて、本年5月7日から施行するものです。議案第9号土浦市職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、法規定に準じて、条件付採用職員について、勤務実績等により、引き続き任用することが適当でない認められる場合、降任・免職することができる規定を追加するものであり、本年4月1日から施行するものです。議案第10号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、法改正に準じて子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、残業免除の対象となる範囲の拡大、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化、などの改正であり、本年4月1日から施行するものです。7ページをお願いいたします。議案第11号土浦市職員の旅費に関する条例等の一部改正につきましては、法令改正に準じて、交通費における運賃上限の見直し、宿泊費における定額支給から実費支給への変更、宿泊を伴わない日当の廃止など、旅費制度を見直すものであり、関係条例を一括改正し、本年4月1日から施行するものです。議案第12号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、法律に基づき、マンション管理計画の認定に係る手数料を設定するものであり、本年4月1日から施行するものです。8ページをお願いいたします。議案第13号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、建築物の省エネ化などに係る新たな手数料の追加、確認申請手数料等の見直しなどの改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第14号土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び土浦市手数料条例の一部改正につきましては、県条例の改正に伴い、市の

許可対象面積を引き下げる改正及び県の許可へと変更になる部分について、手数料を削除する改正であり、本年4月1日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第15号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正につきましては、平日や長期休業期間の開所時間の延長や、延長利用料の規定、神立小第4児童クラブの規定などの改正を行うものであり、本年4月1日から施行するものです。議案第16号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、乳幼児に対する食事について、外部施設で調理し搬入する方法により提供を行う場合、管理栄養士でも配置要件を満たすことができるようにするなど改正であり、家庭的保育事業者等との連携施設の確保が困難な場合の経過措置を見直す改正であり、本年4月1日から施行するものです。10ページをお願いいたします。議案第17号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、基準の改正に伴い、特定地域型保育事業者と連携する保育所等について、連携確保が困難な場合の経過措置を10年から15年に延長するなどの改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第18号土浦市建築基準条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、防火規制に係る別棟みなし規定の創設、既存不適格建築物の増築等に係る規制の緩和などの改正であり、公布の日から施行するものです。議案第19号土浦市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、条項ズレの整理を行うもので、本年6月1日から施行するものです。11ページをお願いいたします。議案第20号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、消防団員等の勤務年数、階級区分ごとの損害賠償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものであり、本年4月1日から施行するものです。議案第21号土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、消防団員の退職報奨金の勤務年数区分について、30年以上の区分を細分化し、35年以上を追加する改正であり、本年4月1日から施行するものです。12ページをお願いいたします。議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法改正に伴い、禁錮及び懲役の文言が、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例において字句の整理を行うものであり、本年6月1日から施行するものです。条例改正についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 それでは委員の皆様、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

○勝田委員 条件つき採用期間中の職員に関わる分限規定の追加というところなんですけど、上限つき採用期間中職員って言うのは、具体的に土浦市の場合はどのような方どのぐらいいると、或いはこの文言のこの土浦市の規約というか、規定の概念でも結構なんですけど。

○山口市長公室長 条件付き採用職員は新採職員でございます。

○勝田委員 期間的には。

○山口市長公室長 半年間の身分になります。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、次に予算から人事について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 13ページをお願いいたします。令和7年度予算について説明させていただきます。議案第23号は、一般会計、議案第24号から第30号は、特別会計等の予算案です。予算総括表を御覧ください。令和7年度予算は、内示会で説明させていただきましたとおり、一般会計は、585億6千万円、令和6年度の当初予算と比較いたしますと18億3,000万円3.2パーセントの増、特別会計等は、428億2,000万円、前年度比6億1,000万円1.4パーセントの増、全体では、1,013億8,000万円、前年度比24億4,000万円2.5パーセントの増となっております。14ページをお願いいたします。一般会計の歳入、歳出予算の表となっております。予算内示会で説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきます。15ページをお願いいたします。続きまして、契約、財産の取得です。予定価格1億5,000万円以上の工事等の請負契約、及び、予定価格2,000万円以上の不動産等の取得につきましては、条例により議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第31号常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事に係る変更協定の締結につきましては、令和6年6月に東日本旅客鉄道(株)と協定を締結いたしましたが、その後の詳細調査によりまして、老朽化、劣化により新たに補修・修繕等の必要性が生じたことから、契約額を変更し、1億9,705万4,000円とする変更協定を締結するにあたり、議決をお願いするものです。議案第32号財産の取得につきましては、4年に1度の教科書改訂に伴い、中学校教科書の購入について、随意契約により、2,290万5,061円で、茨城県教科書販売株式会社ほか2社と契約を締結するにあたり、議決をお願いするものです。続きまして、16ページをお願いいたします。16ページから23ページまでは、市道の認定等です。議案第33号市道の路線の認定につきましては、16ページの、中都39号線は、民間会社の開発行為に伴い、17ページの、木田余215号線は、国道354号の供用開始に伴い、それぞれ、市道認定するものです。18ページをお願いいたします。議案第34号市道の路線の変更につきましては、18ページの、I級11号線、19ページの、II級19号線、20ページの、木田余143号線は、同様に、国道354号の供用開始に伴い、路線の起点の変更を行うものです。21ページの、富士崎二丁目5号線は、小松こ線人道橋(一番橋)撤去に伴い、22ページの、神立中央二丁目15号線は、隣接地権者への払下げに伴い、それぞれ路線の終点の変更を行うものです。23ページをお願いいたします。議案第35号市道の路線の廃止につきましては、隣接地権者への払下げに伴い、右舂77号線を廃止するものです。24ページをお願いいたします。議案第36・37号は債権の放棄です。地方自治法の規定により、権利の放棄については、議会の議決が必要となることから、議案として提出するものです。市税滞納などの公債権については、時効の完成と同時に債権が自動的に消滅しますが、私債権については、時効が完成しても自動的に消滅せず、市が債権放棄をしたうえで、不納欠損処理をする必要があることから、下の表にありますとおり、議案第36号につ

きましては、高額療養費貸付金について、債務者14人、放棄する債権総額は290万6,000円、議案第37号につきましては、学校給食費について、債務者36名、放棄する債権総額225万9千余円、いずれも債務者の居所不明や、生活困窮などにより、徴収の見込みがないものとして時効が完成したため、債権放棄の議決をお願いするものです。続きまして、その他の単独議案です。議案第38号土浦市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しにつきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、地方公共団体の特定の事務については、指定した郵便局で取り扱うことができますが、その指定または指定取り消しを行う場合は、議会の議決が必要となることから、議案として提出するものです。戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付に関しましては、平成22年11月より山ノ荘郵便局、土浦穴塚郵便局、土浦中村郵便局の、市内3か所の郵便局で取り扱っておりますが、コンビニでの交付や、戸籍証明書の広域交付などにより、市民の利便性が向上し、郵便局での利用も減少していることから、事務の取扱いに関する郵便局の指定を今年度末で取り消すため、議会の議決をお願いするものです。議案第39号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更につきましては、地方自治法の規定により、協議会が、規約を変更しようとする際には、構成団体の議会の議決を要することから、議案として提出するものです。内容は、協議会の構成団体に、新たに日立市及び稲敷地方広域市長村圏事務組合を加えるものでございます。続きまして、選挙です。土浦市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につきましては、議案ではございませんが、地方自治法の規定により、委員及び補充員は、議会の選挙によることとされていることから、議会初日をお願いするものです。25ページをお願いいたします。続きまして、追加議案として提出を予定しております令和6年度の補正予算です。議案第40号は、一般会計補正予算第7回議案第41号から第46号は、各特別会計等の補正予算です。今回の補正は、予算総括表にございまして、歳入歳出それぞれ、一般会計に957,362,000円を、特別会計に1億4,443万2,000円、合計で11億179万4,000円を追加し、総額を1,053億927万8,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等の計上や、例年行われております、決算見込みによる増減額などの計上です。26ページをお願いいたします。一般会計の歳入、歳出予算の表となります。補正内容が、多数となっていることから、主な内容のみ説明させていただきます。歳入につきましては、市税は、法人市民税の減などにより、3,906万3,000円の減、各県税交付金は、法人事業税交付金の減などにより、1億856万9,000円の減、地方交付税は、普通交付税に追加交付があったことなどから3億3,870万3,000円の増、財産収入は、滝田一丁目の市有地売払いなどにより、4億4,791万3,000円の増、繰入金は、今回の補正の財源不足補填のための、財政調整基金繰入金など3億8,481万1,000円の増、市債は、小学校の長寿命化改良工事の前倒しなどに伴い、1億2,379万7,000円の増、歳出につきましては、例年、3月の補正は、事業費の実績見込みに伴う増減の補正が主なものとなります。民生費は、私立保育園運営事業、障害者自

立支援給付費支給事業の増などにより、2億8,389万3,000円の増、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫への返還金などにより、1億6,725万7,000円の増、土木費は、木田余神立線街路事業の進捗などにより、63億93万2,000円の減、教育費は、小学校の長寿命化改良事業の前倒しなどにより、13億1,921万3,000円の増となっております。なお、表の下に主な補正予算の内容が記載してございますので、御確認ください。27ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件です。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、委員2名が6月末をもって、任期満了となることから、法務大臣に推薦するにあたり、意見を伺うものであります。第1回定例会に提出いたします議案等の説明は以上です。

○吉田委員長 それではただ今の説明で委員の皆様何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。以上で上程される議案等の説明を終わりました。その他執行部から何かございますか。

○小林副市長 ございません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○吉田委員長 次に請願陳情についての協議に移ります。受理番号22集合住宅での組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪と闇バイトの解明と予防策を求める陳情について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料4をお願いいたします。1ページの請願陳情文書表を御覧ください。提出期限まであと1週間ありますが、)これまでに提出されましたのが陳情4件でございます。まず、資料2ページから5ページにございます、受理番号22につきましては、市外者からの郵送によるもので、「集合住宅での組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー犯罪と闇バイト)の解明と予防策を求める陳情書」でございます。こちらの市外者からの郵送による陳情につきましては、先例において、「議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとする」とされております。つきましては、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆様御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございますので、受理番号22については事務局の説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号22についてはただ今のとおり決定いたします。次に、受理番号1市民とともにいじめ自殺児童虐待犯罪等を減らす取り組みについての陳情について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 続きまして、受理番号1も市外者からの郵送によるもので、資料6ページから17ページにございます「市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書」でございます。本陳情につきまして、先例により、全員協議会で全議員へ配布する形でよろしいか、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。受理番号1につきましては、事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において、全議員に配布することで御異議ございませんか。

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号1についてはただ今のとおり決定いたします。次に、受理番号2議会の審議において、どの議員がどの議案に賛成反対棄権したかがわかるような図を作り、自治体のホームページで公開することに関する陳情について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 次の受理番号2につきましても、受理番号1と同一の市外者からの郵送によるもので、資料18ページから19ページにございます「議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかがわかるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書」でございます。本陳情につきましても、先例により、全員協議会で全議員へ配布する形でよろしいか、御協議をお願いいたします。

○田中委員 ちょっと教えて欲しいんですけど、この方が土浦の議会のほうにかなり興味を持って言っているのか、それとも八王子のほうなので、いろんな市町村に送っているのか、その辺をちょっとわかる範囲でいいんで教えていただきたいと思います。

○吉田委員長 こちらのほうは細かい内容までは分かりかねるんですけども、この方はホームページを持ってらっしゃる方で、こういった提言とか提案を様々な自治体に出しているような状況は確認できましたそれが、具体的にどの程度とか、どちらというのはちょっとそこまでは確認できてないような状況でございます。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは、受理番号2につきましては、事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは受理番号2については、ただ今のとおり決定いたします。次に受理番号3、令和6年11月土浦花火大会中心における検証委員会設置に関する陳情書について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 最後に、資料20ページから21ページの「令和6年11月土浦花火大会中止に於ける検証委員会設置に関する陳情書」につきましては、市内の陳情者から提出があったもので、昨年の土浦全国花火競技大会の中止を受けて、『今後二度とこのような事が起きないように、今回の教訓を活かし、更に素晴らしい「全国一の土浦花火大

会」とするため、そのきちんとした検証が必要と考え、「検証委員会」の設置を要望する」という趣旨の陳情でございます。陳情事項を朗読させていただきますと、1 議会内に、令和6年度花火大会中止検証委員会（仮称）の設置。2 検証委員会にて、今回の中止に至る経緯の精査と、今後の在り方の検討を行う。3 今回の中止に於ける費用についても精査し、次回以降の予算策定に役立てる。4 委員会の構成は、議会を中心に、第三者としての外部からの委員も含めて構成するというもので、本件につきましては、陳情者から意見陳述の希望がございます。本陳情書の取扱いについて、御協議をお願いいたします。なお、説明させていただきました陳情4件の提出者の情報のうち、個人情報に当たる個人の住所や氏名について、傍聴者及びホームページ公開用資料につきましては、個人情報保護の観点から、該当部分を黒塗りにしておりますことを申し添えさせていただきます。

○吉田委員長 それでは皆様ただ今の説明につきまして御意見等はございますか。

○小坂委員 この陳情について開かれた市政ということで花火大会中止検証委員会の設置という、何なんだろうな。花火大会中止における検証してというような意味で陳情されるのはわかるんだけど、こういうものを設置してくださいという陳情の仕方っていうのはちょっとなんて言うんだろう文言として、それを設置してくださいという言い方っていうのちょっと。修正していただきたいような、いただきたいっていうか、何か違うんじゃないかなと私は思うんだけど、要するに検証してくださいという陳情だと何かわかるんだけど、それを設置してくれてのはまた違う意味ではないのかなというふうにちょっと思ったんですけど、別に中身について私が言うつもりはないんだけど、こういう出し方である意味行政のそのものについての話と、要するに花火の検証というのは、これ別な話のような気がしますんじやないかと思っただけで、別にこれは後で常任委員会のほうでいろいろ話していただけるんじゃないかと思っただけで、よろしく願います。ただ意見ですから、ごめんなさい。

○吉田委員長 御意見としてございました。その他ございますか。今、小坂委員が検証委員会設置に関する陳情書という表題になっております。検証委員会設置となりますとこれ特別委員会の設置というそれをちょっと要望されてるのかなというふうにちょっと思うんですけども、その場合ですね、特別委員会と考えた場合にですね、どのようになんか考えたらよろしいでしょうか。事務局、その辺いかがでしょうか。

○元川事務局次長 今、委員長からお話あった特別委員会ということで、現在、委員会条例の中で必要がある場合において、議会の議決をもっておくという規定がございます。それでもし置くとした場合は、こちらの議会運営委員会の所管にもなりますので、ここで必要性を協議していただいっておくとなった場合は、議会運営委員会の提出議案という形でお諮りした上で、議決をもって設置というような流れになるかと存じます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今元川事務局次長のお話でございますが、委員会条例に当てはめて考えますと、これは特別委員会の設置を求めるということで、議会運営委員会の所管になるだろうという、そういうことでございますので、そのよう

に取り計らいでいききたいかなというふうに思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○小坂委員 ということは、議会運営委員会の中に特別委員会を作るわけじゃなくて、議会運営委員会でやると。いう、こういうことですか。

○吉田委員長 おっしゃるとおりです

○勝田委員 戻りますと、先ほど小坂委員は所管になるのかなという、多分最初の発言っていうのはきっと産業建設を想定されておっしゃってたと思うんですが、今の流れだと、このままで産業建設に振り分けるといふことはないという認識ですよ。まずは議運で設置に関してどうするんだということを決めて欲しいということですよ。

○元川事務局次長 今勝田委員のおっしゃるとおりで、こちら陳情者の願意としてはこの検証委員会の設置に関する陳情書ということですので、まず委員会の設置についてこちらの議会運営委員会のほうで、必要かどうかというのを御協議いただくような形が妥当かなということ考えております。

○勝田委員 なかなか、これは大きな話だと思う。ちょっと議長としてはどうお考えですか。

○島岡議長 3章136条、委員会は請願についての審査の結果を次の区分により意見をつけ、議長に報告しなければならない。採択すべきもの、不採択すべきものということ、はっきり白黒つけるということが必要になってくるんですけど、今回この設置ということに関して言うと、産業建設委員会でもないんじゃないかなという。そしてこちらで、議運として受けて、それで白黒をはっきりさせようという、そういう話でございます。

○勝田委員 構造上ちょっとそれは議運にお任せしますということあればそれでも結構ですけど、なかなかね、これちょっとなぜかという、その陳情者の趣旨というか、趣旨が理解できるところもあるんですが、ただ構造上実行委員会があるのに、新たにやってくれということに対して、ちょっとどうなのかなという思いは、趣旨はわかるころはあるんです。ただここ今言ったように、何とか組織上ですね、実行委員会があるのに新たにやるべきかどうかということ、その辺りちょっと私もちょっと今いただいたものではなかなかちょっとあれだなと。

○吉田委員長 内容につきましては、それでは議会運営委員会所管ということで、この案件に関しては。

○勝田委員 構造上の話、事務局からこれはその趣旨から、所管は議会運営委員会だということはわかりました。市民からの要望でありますので、これは取り上げないというわけにはいかないということいいんですよ。

○元川事務局次長 こちらは市民の声という部分もございますので、あと市民感情という部分で、こちらは受理の上、審議すべき案件かなということで、事務局のほう考えております。

○小坂委員 ということは、一旦議会運営委員会でお話を聞く機会を設けてですね、なおかつ、そこで審議して、設置しますとなれば設置するし、しないとなればしないという、そういう議論なんですか。

○元川事務局次長 小坂委員のおっしゃるとおり、設置するしないの議論から始まり、採択不採択というような結論を出せばということで今考えているところでございます。

○小坂委員 そうすると、結果として例えば常任委員会に付託するか、または別に特別委員会みたいなのを作ってわざわざ議論しますというような形でも、可能だということですか。

○吉田委員長 この件につきましては、先ほどお話があるもし設置するとした場合、その特別委員会に該当する組織になるかなということと考えておきまして、そうしますと、設置する場合は、ここで諮った上で議案として議決をもらって設置ということになるので、この議会運営委員会のほうで、今回の陳情の設置についての協議をお願いした上で、採択不採択という結果を出していければということで考えてございます。

○吉田委員長 よろしいでしょうか。新たに日程はまたよろしいですかね。そうしますと意見陳述もいただくということでございますので、皆様の御予定もあろうかと思えますので、一応ですね、4日が初日でございますが、そのあとの5、6、7のいずれかでというふうには考えているところでございますが、5日はちなみに皆さんいかがでしょうか。

○田中委員 難しいです。

○吉田委員長 そうしますと、田中議員委員さんがちょっと5日は難しいということでございます。陳述者に来ていただくので、例えば朝10時でスタートという形できちっとした時間から、始めたいということで、4日はちょっと流動的な部分もありますので、待たせて開催するとかそういうことがないように、5、6、7ということなんですが、そうしますと、全員やっぱりそろっていないと。どうでしょうか。できればそのほうがよろしいかなというふうに思うんですが。そうしますと、議長の予定はいかがでしょうか。

○島岡議長 6日、7日のいずれか。

○吉田委員長 6日はいかがですか。大丈夫ですか皆さん。6日の木曜日ですね、木曜日では9時半からということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○吉田委員長 それではよろしくお願ひしたいと存じます。

○鈴木副議長 副議長が発言しちゃってすみません。意見陳述者が入る請願陳情の審査というのが、久しぶりというか、まれなケースで、新しい議員さんも多いので、意見陳述者が来たときの流れ、例えば意見陳述者が発言をします。それに対して議員側から陳述者に質問ができるとかできないとか、そういった流れが事務局のほうで今わかれば、わかる範囲でお答えをいただきたいんですが。

○小野書記 意見陳述のとき、陳情者に関しましては、陳述者の方が1名だけ発言ができるとなっております。その他1名が補佐人として付けるという形になっております。今回の場合には1名だけがいらっしゃるということで。意見陳述時間の制限が決まっております。こちらのほうは10分間という形になっております。その意見陳述が終わった後に、議員さんのほうから意見陳述者の方に質問ができるという形になっております。そちらのほうを聞いた上で判断をしていくということになっております。意見陳述

者に関しましては、質問が終わった後、御退出していただいても結構ですし、そのまま残って傍聴人として、いらっしゃることも可能でございます。以上でございます。

○**勝田委員** 流れはわかりましたありがとうございます。文教厚生でもやっていますから、議員のほうで質問があればということなんですが、あくまでこの花火の実行委員会がやっていることじゃないですか。ですから、それに関しては実行委員会のほうで対応しているのか、現状どういう対応しているのか多分まだ聞いてないと思うので。そのあたりってのはちょっと事前にお知らせしておいてもらったほうが、私たちとしてはわからないけど実行委員会がやると思いますよってというようなちょっと回答はしづらいですよなと思いますけど、情報をちょっといただければもらっていただこうありがたいな。

○**吉田委員長** 情報の収集というか、花火実行委員会ですら今まで検討してきた、あらかたの内容、おっしゃっている内容があるわけなので、こういうことをやってきてるよってということが、あるのかないのか、そこがちょっと議論の要になるかなというふうに思うので、どういたしましょう。調べていただいてよろしいでしょうか。

○**小野書記** ではですね、実行委員会のほうの主管課であります商工観光課に、花火中止以後の経緯につきまして、どのようなことを行ってきたのかということをおまとめさせていただきまして、後程お示しのほうさせていただきたいと思っております。

○**吉田委員長** ありがとうございます。

○**矢口委員** ただ今の件に関して、もちろん私たちが事前に情報を得た上で、その場に臨むのは当然というか、だと思っておりますが、それ以外に陳情者がその場にいらっしゃるんでやはり担当部署を今回商工観光課、でしょうけど、その場で質問して情報をその場で共有するののもとても大事だと思っております、私たちがその情報を得てるんでなくて、その場で商工観光課の担当者に質問をするのも大事だと思っておりますのでその場に御出席いただくようお願いしたいと思います。

○**吉田委員長** 今の矢口委員、私はちょっとそこは陳述者と私どもの議員の委員会のメンバーとそれから陳述者という中で、そこをきちっと見ていくということになりますので、そういう考え方のもとで商工観光課がそこに入ってきて意見を求めるということは、また大変ちょっと議論が変な方向ってというか、違う観点に行ってしまうということもありますし、ちょっとこの委員会としてのこのやり方は違うのではないかなと思っておりますが、事務局その辺いかがですか。

○**小野書記** ただ今委員長がおっしゃるとおりですね、花火大会実行委員会の主をやっているのは確かに商工観光課にはなるんですけども、その他に土浦商工会議所、あとは観光協会、こちらが主催団体として名を連ねております。あくまでその中でも代表が商工観光課というだけなんですよね。その商工観光会議、この設置についての説明をちょっと求めるという形になってしまうものですから、ちょっと今回の意見陳述での中の質問ではちょっとそぐわないのかなとちょっと私は考えます。

○**矢口委員** あくまでも商工観光課は事務局の一部だということですよ。そういうことであれば、委員長のおっしゃることでもいいと思っております。通常の執行部がすべてやるのであればそのほうがいいでしょうけどそういうことであれば、求めないということ

でいいと思います。

○**勝田委員** いやもしではちょっと確認しときたいんだけど、これとは違うからいいんだけど執行部がもしやってたとしても、この陳情の場に執行部を呼んで説明させるっていうのはあんまりな、これってないんじゃないの。説明じゃなくて我々が執行部に対して、控えてもらって、その場にはいなくて、陳情者と私たちが終わってから執行部に説明してもらってそういうこと。傍聴して、陳情者さんと執行部が直接話すっていうことじゃないでしょう。

○**鈴木副議長** 副議長があんまり言ってしまうと良くないんですけど、今回は検証をしなさいという陳情願意ではなくて、委員会設置をするしないをまず決めるわけですよ。委員会設置をするしないかの判断は議運の皆さんにゆだねられたということなので、あくまでも陳述者と委員との間で執行部が入ることはまずできないと思います。委員会設置が決まれば、今度はその手順を踏むことはできると思うんですがまず、委員会を設置するかどうかを判断するために、陳情者の方に来てもらうということなので、そこをきちんとまず押さえておいていただきたいのと、あとその判断を各委員さんがするしかないと思うので、その方々がここに商工観光課なり花火実行委員会に行って、いろいろお尋ねをして、これは足りないなと思えば設置すればいいし、いやもう十分やってるということであればっていう判断を、それをここがやるべきことであると思うので、その辺をまず飛躍しないところの議論でお願いしたいと思います。

○**吉田委員長** ということでございますので、あくまでも、はい。陳述者、そして私どもがそこに対して陳述者のまず意見を約10分お話を聞いた上で、またこちらから陳述者にこのことを上がっている陳情書に対して質問をしていくと。

○**小坂委員** 陳情者に対して質問っていうか、これ陳情そのものは文書で簡潔に書いてあるんで、これがすべてだと思いますんで、ここでさらに質問っていうのは、委員のほうからするっていうのは、ちょっと私は何となく理解しがたいというふうに考えてます。というのは、実際の話、おそらく言うと思う意見出てしまう可能性があるんで、ですから、陳情者はあくまでこの文書が陳情なんで、これがすべてですから、その中で、当然、その前に聞いてはいただけると要するに陳情者来てここで発言してもらって、必要があるかどうかっていうのは、それはもちろん委員長の判断ですが、私はする必要はないんじゃないかと思ってますんで、よろしくをお願いします。

○**吉田委員長** 私も文教あるいは総務市民委員会、そこで陳述者が来られて、疑問点に思うことについて確認をとるということは、もしあればそれは可能かというふうに考えるんですが、これ事務局いかがでしょうか。

○**小野書記** 疑問点につきましては質問は可能かと思います。

○**吉田委員長** 小坂委員がおっしゃることも私も理解はするんですけども、もし全然それが来聞いちゃいけないよということではないということだけは、ちょっと認識の共有をしておきたいかなというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

○**小坂委員** 発言です。

○**島岡議長** 議長の立場というか、こちらに産業建設委員会のメンバーが1人もいない

ので、ある程度産業建設委員会の中では議事録も起こしているから、そういう花火の運営委員会のほうからのいろいろな情報は伝わっておりますので、こちらに担当者もいますから、皆さんの参考にしていただくことはできるんじゃないかなと思っておりますので、もしあれでしたら、参考にしてください。皆さん、解りませんからね。産業建設委員会のことはね。

○吉田委員長 ありがとうございます。議長、産業建設委員会、或いは先ほどの花火の実行委員会、そうしたところを何とも詳細にわたってわかりませんので、今いただいたそういうことをしていくということが、検討委員会を作らなきゃならないのか、あの時特別委員会作るのか作らないかという判断にとっても重要なところの視点になるかなというふうに私も思いますので、その辺、皆さんまた情報が共有できればいいのかなというふうに、またお話聞きながら、そう思った次第でございます。

○田中委員 ちょっと教えて欲しいんですけど、この趣旨はわかりまして、この陳情事項としまして1番目に議会内に令和6年の花火大会中止検証委員会の設置を求めるということを言ってきて、2番目3番目もわかるんですけど、この4番目にその委員会を設けた後、この議会を中心に第三者としての外部有識者と一般市民等って書いてあるんですけど、議会内に委員会を設けるっていうのを、陳情してきてるのに、今みたいに、例えば議運でこの検証委員会をにしましょうって言ったときに、今みたいな方達の議員が入ってくるんだったらわかるんですけど、その他の有識者とか市民まで入れなきゃいけないのかなっていうところ。ちょっと疑問に思ったんですけど、この辺はどうなんでしょう。

○元川事務局次長 特別委員会議会で設置すれば、例えば各常任委員会から何名というような多分先例の中であったかと思うんですけども、それプラスこちらの要望としては有識者ですとか、こちらの一般市民の代表になるのかどうなのかちょっとこれだけでは読み取れないんですけども、それ以外こういった方をメンバーにするといった場合その人選も含めて、どうするかっていう部分の議論もし設置のあった場合、いいかと思うんですけども、必要になってくるのかなと思いますしそれでいいのではなくても、例えば関係者として、有識者を呼んで意見を聞いたりするような方策もとれるということで、その辺は設置が決まった上でどうするかという議論がまた別に必要になってくるかなと思いますけれども、通常特別委員会議会の設置ということであれば、各常任委員会から代表して出ていただいて、組織するような形になるかと存じます。

○田中委員 やはり外部を入れるとなると、特に議会内に設けなくても、花火の大会の運営委員会があるので、そちらのほうでやって、議員が何名か入るっていう形のほうがいいのかなと思っております。議会内に設けてくださいって言う割には一般市民も入れているみたいなんだと、方向性が変わってきちゃうんじゃないかなと思います。

○吉田委員長 御意見ということで承りました。いずれにいたしましても、この案件に関しましては、条例に基づいて、採択、不採択、それをしっかりと決めていくということが求められておりますので、ということは特別委員会を設置するのかしないのかという、そういうことになりますので、そこに集約していけるように、皆さん委員の方々、

様々いろいろ情報を。先ほどの議長からのお話もありましたけれども、そういったことをしっかり加味しながら、採択、不採択していきたいと思いますので、御自身の意見というものをまたしっかりと持っていただいていた上で、この6日の日ですね、6日9時半ということで御協議をしていただければというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○目黒副委員長 さっき資料を用意していただける産業建設委員会、そのタイミングっていうのがちょっと今回重要なのかなと個人的には思ってるんですけども。直前にその資料が渡されることによって、意見陳述の後、質問とかがってなったときに、そのやりとりで、その資料見て今まで自分を持っていた意見が、やっぱり違うかなって思う可能性もあったりもするし、それによって、やっぱりちょっと質問してみたいくなる気持ちも出てくるかもしれないので、できればその資料をいただいた後、短時間ですけどその資料に対しての疑問点とかもちょうと共通認識として、そこはしっかりと委員の中で、議会運営委員会の中で1回みんな共通認識した上で臨んだほうがうまく事が運ぶのかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○吉田委員長 今日共通認識で、できるだけ早くですね資料。大体いつごろ。6日でするのでその週の前々週の末ぐらいというのと、何日になる。

○小野書記 一応資料のほうですね、商工観光課のほうに問い合わせのほうをいたしまして、なるべく早く資料のほうまとめさせいただきまして、皆様のタブレットに送信させていただきたいと思います。

○目黒副委員長 できれば前の週ですね、2月中には出したいかとは思いますが、花火の実行委員会のほうも並行して進んでる関係もございまして、そこらのほうをちょっと加味していただいて、なるべく早くお願いいたします。

○吉田委員長 その他大丈夫でしょうか。

(「はい」との声あり)

○吉田委員長 それでは受理番号3については、ただ今のとおり決定をいたします。次に各種委員会委員の選出について御協議をお願いいたします。事務、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 サイドボックスの件名一覧をお願いいたします。4協議事項の(2)令和7年第1回(3月)定例会の運営についての、③各種委員会委員の選出についてを御覧ください。今回の各種委員会の委員の選出は5件ございまして、1件目が土浦市産業文化事業団理事でございまして、任期は本年6月から令和9年6月まで、選出すべき人数は3名で、従来の選出方法は各常任委員会から1名ずつ選出というものでございまして。次が、土浦市産業文化事業団監事で、任期は本年6月から令和9年6月まで、選出すべき人数は1名で、従来の選出方法は産業建設委員会から1名選出となっております。続きまして、土浦市防災会議委員。こちらは、任期が本年5月1日から令和9年4月30日までの2年間、選出すべき人数は2名で、従来の選出方法は総務市民委員会から2名選出というものでございまして。次のページをお願いいたします。土浦市廃棄物減量等推

進審議会委員でございますが、任期は本年6月1日から令和9年5月31日までの2年間、選出すべき人数は2名で、従来の選出方法は、総務市民委員会と文教厚生委員会から各1名の選出となっております。次の土浦市バリアフリー推進協議会委員につきましては、任期が本年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、選出すべき人数は1名で、従来の選出方法は文教厚生委員会から1名選出というものでございます。以上、それぞれの選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 御意見もないようでございますので、各種委員会についての選出方法につきましては事務局から説明があった従来の選出方法といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、従来とおりの選出方法といたします。次に協議事項(3)議会関係例規の改正について事務局から説明を願います。

○元川事務局次長 資料5をお願いいたします。先ほどの議案説明と重複する部分もございしますが、議会関係例規改正の案件が4件ございますので、説明させていただきます。まず、1土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、市議会議員の旅費の規定を(2)主な見直しの内容に記載のとおり改正するものでございます。主な内容といたしましては、交通費の鉄道賃について、これまでの片道100km以上としていた特急料金の支給要件を廃止、その他の交通費として、これまで1km37円の定額としていた車賃を廃止して実費支給に、また、宿泊費等の宿泊費について、定額支給から都道府県ごとに上限額を定めた実費支給に変更、宿泊を伴わない出張の日当を廃止して、宿泊手当として、宿泊を伴う出張の場合には1夜につき2,400円を支給するなどの見直しとなります。本件は、所管部署の人事課より、市職員等に関する他の関係条例の改正と合わせた整理条例として、議案提出が予定されているものでございます。施行日は令和7年4月1日となります。次の2土浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、本条例の罰則規定の文言を改めるものでございます。2ページをお願いいたします。本件は、所管部署の総務課より、他の対象となる条例の改正と合わせた整理条例として、議案提出が予定されており、施行日は令和7年6月1日となるものでございます。以上の2件につきましては、所管の総務市民委員会において審査していただく運びとなります。続きまして、3土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正でございますが、こちらは先ほど御説明した旅費制度の見直しに伴い、国家公務員に準じて、議員が本条例に違反すると認められるかどうかについて審査するために設置しております政治倫理審査委員会の委員の旅費についても見直すものでございます。主な見直しの内容については、先ほど説明させていただいた、議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様、資料1ページの(2)に記載のとおりとな

り、具体的な改正内容につきましては、これまで報酬及び旅費について規定していた別表を削除し、本件と同様の委員会の委員等の旅費について定めた、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例を準用する条文を新たに加える等の改正を行うものでございます。改正内容の詳細は、4 ページ・5 ページの改正文及び新旧対照表(案)を御参照ください。施行日は、令和7年4月1日となります。本件については、委員会提出議案としての上程となりますことから、議会運営委員会提出議案として最終日に上程してよろしいか御協議いただきたいと存じます。最後に、4 土浦市議会事務局規程の一部改正につきましては、土浦市職員の給与に関する条例の一部改正により、定年引上げ職員の職名として、新たに「調整官」が設けられたことに伴い、市長部局に準じて、本規程に同職に関する規定を新たに加えるものでございます。3 ページをお願いいたします。改正内容は、調整官の補職名を新設するとともに、同職の職務について規定する等の改正で、具体的な改正内容については、6 ページ・7 ページの改正文及び新旧対照表(案)を御参照願います。本件につきましては、土浦市議会事務局条例第3条、法令又はこの条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定めるの規定に基づき、議長決裁により改正したいと存じます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 それでは、委員の皆様、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 議会関係例規の改正については、事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。なお、事務局の説明のとおり、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正については、最終日に委員会提出議案となりますので、後ほど皆様の御署名をいただきます。土浦市議会事務局規程の一部改正については議長決裁による改正といたします。次に、協議事項(4) 政務活動費の手引の改正について、事務局より説明をお願いします。

○元川事務局次長 資料6をお願いいたします。本件につきましては、先ほど説明させていただきました、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正による旅費制度の見直しに伴い、政務活動費の手引きの改正が必要となるものでございます。こちらの資料は、条例改正の内容に合わせて現行の土浦市政務活動費使途基準に関する申し合せ事項を見直した改正案で、1 共通事項中、まず、4 交通費、宿泊費等についての下線でお示した箇所につきまして、これまで県内・県外それぞれ定額支給とされていた宿泊費が、今般の改正により、県内が一夜につき15,000円、県外は省令別表により地域ごとの上限額が定められておりますことから、それらを上限とした実費とすること、また、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、1夜につき2,400円の宿泊手当が支給されることから、その旨を追記した内容に改めるものとなっております。2 ページをお願いいたします。続いて、これまで1キロメートル当たり37円と規定しておりました車賃の廃止に伴い、当該規定に基づいて運用していた自

家用車利用に関する箇所を削除するものでございます。次に、5食糧費についての文中、①の行政視察調査における、宿泊に伴う食事代につきましては、その取扱いが、先ほど説明させていただいた宿泊費及び宿泊手当の規定のとおりとなりますことから、その範囲内で賄うとの内容に改めるものでございます。以上が申し合わせ事項の改正案でございますが、その他、手引きの中で改正が必要な様式やQ&A、各種記載例につきましては、今後速やかに見直すこととさせていただき、今回は、新年度早期の視察における運用に支障が生じることのないよう、まずは、申し合わせ事項部分のみ、条例改正の内容に合わせて改正を行うという内容でお諮りしたいと存じます。また、今後、改正後の条例に基づいて運用する中で、疑義等生じた場合には、随時協議のうえ、手引きの内容を見直してまいりたいと存じます。なお、本件につきましては、こちらで協議していただいた後、全員協議会にて説明させていただき、皆様の意見を伺ったうえで改正し、令和7年4月1日から適用することといたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆様御意見ございますでしょうか。

○田中委員 今のナンバー6のところの新しいところなんですけど、ちょっと私も新人なので、よく入ったばかりのときは旅行とかいうと旅行じゃないぞ視察だと、研修だと言われたんですけど、今の文言のところを、宿泊を伴う旅行について書いてあるんですけどこれはよ、大丈夫なんですか。

○元川事務局次長 こちらは条例等の条文からの引用しておりますので、表記は旅行という表記、旅費ということもございますので、そういった表記になってるかと思えますけれども、それによってこれまでの行政視察の取り扱いが変わるということは、ございませんので、その点御了解いただければと存じます。

○吉田委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 そのほかは無いようでございますので、政務活動費の手引きの改正については、事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それではただ今のとおり決定いたします。政務活動費の手引きの改正については初日の全員協議会にて私から私から説明し、議員の皆様から御意見を伺った上で改正することといたします。次に協議事項(5)陳情の取り扱いについて協議を行います。

○元川事務局次長 資料7をお願いいたします。本件につきましては、12月議会の陳情の審査において、今年度の市内居住者からの陳情書の提出状況やその内容を受けて、今後の陳情の取扱いについて議会運営委員会で協議していただきたいとの意見があり、総務市民委員長から議長に依頼がございましたことから、協議をお願いするものです。まず、資料1ページを御覧ください。こちらは、先例集からの抜粋になりますが、現状では、96において、議長は、その取扱いについて議会運営委員会に諮問することができる、とした上で、陳情にこちらの(1)から(7)に記載の内容が含まれるときは、その扱いを全議員への報告にとどめるものとする、とされており、また、97において、

市外者からの郵送による陳情については、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとする、としております。なお、陳情について、99では、議決があった請願・陳情と同趣旨で、概ね1年を経過しておらず、特段の状況の変化がないものについても、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとする、としているところでございます。以上のとおり、現状、陳情につきましては、受理した上で、96の(1)から(7)に記載の内容を含むもの、97の市外者からの郵送によるもの、99の議決があった請願・陳情と同趣旨で、概ね1年を経過していない特段の状況の変化がないもの、については、議会運営委員会に報告、全議員への報告について諮り、本会議には上程しない取扱いとなっております。このような状況を受けて、資料下部に記載のとおり、今後の陳情の取扱いについてといたしまして、事務局にて3案を御提示させていただいておりますので、これらの案をもとに、御協議いただきたいと存じます。まず、1案目が現状どおりとするもの。2案目は、個人からのものは、議会運営委員会にて報告、全議員への報告について諮り、全議員に配布することとし、団体からの陳情のみ、議会運営委員会に諮問する、というもの。なお、こちらの案では、個人が団体名を名乗って陳情書を提出してきた場合には、議会運営委員会に諮問しなければならない、という難点がございます。最後の3案目は、処理の手続き等が法で定められている請願に対して、陳情は、受理する義務はあるものの、すべてのものについて採択・不採択の結論を出すことは義務付けられていないことから、すべての陳情について、議会運営委員会にて報告のうえ、全議員への配布とするもの。以上の3案をもとに、御協議をいただきますようお願いいたします。なお、参考までに、資料2ページに県内他市の陳情の処理状況の資料を添付させていただきました。ちなみに、市内居住者からの陳情について、審査せず、全議員への配布としている市は、全部で8市ございました。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆様、先ほどの3点に踏まえまして、御協議をお願いしたいと存じます。

○小坂委員 ちょっとその前にですね、ちょっとその辺って言い方がおかしいですけど、これは県内市における陳情の処理状況ということなんですけど。この審査せずということは、審査しないで全議員に配布と、そういう意味ですよ。これって、趣旨というか、根拠ってというのは、どういうふうに考えたらいいんでしょうね。こういうことが実際に行われてるわけですから。

○元川事務局次長 こちら今おっしゃったとおり、おそらく受理したものを全議員への配布ということで対応してますよという取扱いになるかと存じます。それでこちらにつきましては、先ほど申し上げた請願のは、法でもこういう取扱いにしないよということで定めがあるんですけども、陳情につきましては法的根拠が何もない状況、結果を出さないよという根拠がないので、おそらく各議会で独自に会議規則ですとか、或いは先例集、今先ほどお示した本市の先例集のようなものの中で、その取り扱いについてそれぞれ規定してるような形になるかなと思います。以上でございます。

○小坂委員 よくわかりました。ということは個人で出してきたものは法的な根拠があ

まりないというのが1つと、それと近年っていう言い方はどうかわからないんですが、自分なりの意見って、これも誰もあると思うんですが、個人的な意見を或いは自分の思い込みをとか、自分だけの意見とか、これはちょっと全部言葉一緒ですね、そういうことをできるという、今の土浦市議会ではそういう制度になってるわけですねですから、当然議運で今までやってきましたし、常任委員会でもやってきたことはあると思うんですが、その辺を全部配布でも、これは受け付けていないわけではないということですよ。とすれば、多分、おそらくですね、今後ここ数年の傾向からすると増えていくんだろうなと。個人による陳情、そういう形のことが多くなっていくということは、およそ予測はできます。これネットの時代ですからね、自分の意見は世界中に回ると。非常に自分の意見が世界に回るというのは自分は特別の存在というふうに私なんか思ってしまいうんで、ネットで意見は投稿しないことにしてるんですが。という感じで、ただ我々の民主主義というのは、個人の意見の集合でなおかつそれが多数決によって反映されるというのが本当の原則でございます。その中でそういった人の陳情によって、例えば、議会の中がそれによってなかなか時間を取られるとかですね、違った意味でというのは本当にそれが民主主義の方向なのかなと意見はみんなあります。ただ、私たちは目指しているのは個人の意見ではなくて、おおよそ7割8割の意見を集約することを出さなくと私はいつも考えてます。私のこれは個人の意見ですから、ということで陳情についていろいろあると思うんですが、とりあえず意見を言いましたんで、よろしくお願いします。

○**勝田委員** ありがとうございます。この案を見ますと、1案2案3案なんですけど、持参した場合、例えばですねその他の市町村で水戸さんとか日立さんは持参した場合は、議運で協議しますよっていうことですよ。この黄色い枠っていうのは。きっとね、郵送ではなくて、そうなります。うちは郵送でも市内居住者の受け付けてるということだと思ってるんですけど。ですよ。きっとね。持参って書いてないんだから、この1案2案3案の中にはこの持参に限り、議運で協議しますよっていうのは案は入ってないということでしょうか。

○**元川事務局次長** 今おっしゃった郵送を持参っていうお話なんですけれども、直近を調べてみたんですけども、同一者からの提出が多いということで、すべて持参。という状況ですので、その辺ちょっと加味しないような案となっており、申し訳ないんですけども、こちらについては設置案といいますか、2案のほうで先ほど小坂委員のほうからお話があったその個人の部分がかなり同じ方からのが増えているというような状況もあったので、それも加味した案もこちら追加したようなことで、郵送持参についてはちょっと想定しておりませんでした。

○**勝田委員** それで結構で説明で説明は分かりました。私もあまり長いほうではないのでちょっとよくわからないところがありまして、何かというと、土浦市が陳情個人の陳情を議運で協議をするというようなことに現状になっているには、何かそれなりの理由とか、流れとか歴史とか、そういったものがあるんだろうと思うんですね。こういう形になってきてるわけですから、でもそこにどういう理由があって、もう審査せずという市町村もあります。持参のみっていうところもありますよね。その中でどう

いった理由で流れで土浦市が今になっているのかというような、ことがわかるとちょっと判断しやすくなるのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○元川事務局次長　こちら具体的に確認しないとなかなか今までの経緯が見えてこないなのでそちらは私のほうで調べたいと存じます。ただここに来て、96番という先例については、近年見直されたようなものとなっております、審査的審査を適用しない基準ということで、明記されたのは近年ですので、これまでは全て多分おそらく拒まず全部受けては審査をやってきたけれども、その内容に様々な状況があって、これは審査にすべきものじゃないものとか、そういったものも出てきたので、こちら数年前に、この適用除外じゃないですけども、この基準を設けたような流れがそこだけは把握していますのでおそらくそれまでは来る者拒まずじゃないですけども、受けていて、不都合が出てきて随時見直しを見直しをかけてこういった内容に落ち着いているのかなというようなことが推察されるんですけども、ちょっと確認までは取れておりません。

○勝田委員　申し訳ありません。すいません。ありがとうございます。何がちょっと気になったかという、何か必要性があって、やはり市民のものは1度議運で考えたほうがいいだろうと、というようなことの流れの中でそうなったのであれば、それはやはり大事にしなければいけないところも感じましたので、伺いました。そうではなくて、もともとは全部受けてたんだけどもというような流れであれば、それはその説明であれば、そういう理解しますので、それは結構ですありがとう。

○吉田委員長　その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長　今回これの見直しということが上がってきた背景には、先ほど小坂委員が述べられておりましたお1人の方から何点にも当たって、似通ったような文言、多少違うんだけど、関連となったものが出てきてしまっているという、そういうことで委員会としてその時間を割きながら同じことを繰り返していくというのはいかなものかという、そういう疑問が上がってきての今回の見直しということに繋がっておりますのでそういったことも含めて、皆様からの御意見を集約していきたいかなというふうに思っているところでございます。

○小坂委員　今日ですね、この3案の中からある程度決めていくということなんでしょうか。また少し長く議論していくんですかね。

○吉田委員長　これは一応ここで決めさせていただければなというふうに思うんです。というのはもうこれ出て皆様からそういった要望というかこれ、これ困るよねっていう御意見が出たのはもう、前回の前々回ですか、のときのお話で上がってきているものでございますので、ここで意見を集約していきたいというふうに思うところでございます。

○勝田委員　わかりました。もう1つなんですけど、現行のこの96の(7)の中に、審査をすることが適当でないと判断した場合は、審査しなくてもいいというようなことだと思うんですけど、これの運用ではちょっと事務局及び議長さん側としては、なかなかちょっと。今のこの中でしないという判断を下すというのはちょっと難しいので、変えるん

ならですよ。変えるなら変えたほうがいいんじゃないかということですか事務局のほうとしては。

○元川事務局次長 今の御質問のとおりやはりその（7）の部分っていうのは、様々なものが想定されるので、具体的にそれってどういうものなのだとことを列記するのは非常に難しい状況がございます。今年度、1件だけこちらの対応をとらせていただいた公職選挙法の案件だったかと思うんですけども、案件もございましたので、こちらについてはなかなかここにこういうものって全部列記するのが。それに該当するものは、審査というか配布としますよっていうことで明記できれば一番いいんですけども、その辺がなかなか実際困難というか、不可能かなという考えもあって、またそういった御意見、もう1回協議してくださいということで、事務局のほうで考えられる案ということで、下の3案をたたき台にちょっと皆様の御意見をいただいた上で決められればということで、本日協議事項に挙げさせていただいてるような経緯がございます。

○矢口委員 今事務局長から説明いただいたとおり、3案並んでますけど、1案は現状とおり。要はこのまま行くってことなんで、あえて上げてきたことということは2か3。私個人としては、やはり先ほど委員長が上手にまとめていただいたとおり、そういう状況になって、これはあんまりよろしくない状況だととらえています。端的に言うと、1人のほうがこれだけ上げてくるだけではなくて、上げたことによって我々議員だけでなく、まず受け付けをする事務局、そして審議をする場に執行部も何人も入って多くの時間を割いているというこの重みがあるんで、もし2案か3案の結論を導くのであれば、市民の意見をきちんと聞く。議会として姿勢を維持していくことはとても大事だと思うんで、2案か3という結論を出すのであれば、請願という制度を十分に理解いただいて、請願の署名になってもらう議員に対しての働きかけをきちんとしてもらうというような方向性というか、そういうことを前面に出した上で結論に、2案3案、私的には2案はないと思うんですけど。個人的に2案は駄目だけど、団体はいいよっていうのはちょっとそういう選択はおかしいなと思うんで、もし3案に行くのであればそういうことをきちんと議会として明確にしたほうがいいかなと思います。以上です。

○島岡議長 こちらに書いてあります全議員の配布、この部分は結構相当重い部分でございますということだけ付け加えたいのと、あと請願もありますよっていうのを御理解していただかないと駄目かなと思いました。

○小坂委員 ここで多分選ばなきゃならないっていうのは、1つは方向、どの辺を考えてるかって、やはりちょっと事務局のほうで言っていたきたいと思います。それが1つと、それからこれ3つ並べられてね、選べって言われると非常にわかりづらいですね。ですから、要するにこれは事務的な処理と議会のあり方というところなんで、ある程度方向を出してもらいたいなということです。それとですね、あくまでも先ほどから出てますけど、受け付けるということはですね、全員に配布するということは、これは意見は聞いてるというそういう前提ですかね。ですから、陳情を協議しないから、全然知らないふりしてるとかそういうことではないんで、理解のところは、ただ受け付けて全員に配るっていうことは受け付けてますよ聞いてますよ、そのあとどういうふうに関

いてどう対処するかという話なんでね。ですからここんところをやっぱり議会事務局のほうで、ある程度の方向をちょっと示していただきたいなど、私はじゃないと、我々は要するにそういうものを運営してるけども、実はそこまでわからない部分あるんで、ですからね、この方向がいいだろうというようなことは、判断はこちらでします。ただ意見として言っていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○元川事務局次長 御意見ありがとうございます。今回のこの3案につきましても、今後変えるとした場合は、こういう落としどころしかちょっと想定できないという部分があって、強引な部分もあるかと思えます。ただ、何度か取り扱いについて見直しというようなお話をいただきまして、そうするとこういった方向でしかちょっと現状以上の対応っていうのはおそらくないかと存じますので、受理はこれは必須なんですけれども、そこから先の想定される対応ということであれば、こういった対応かなということでもっと案を提案させていただいたような経緯がございますので、そこに至る筋道ですとかそれを補足するような部分、様々な要件あると思ういます。先ほど議長からお話あったとおり、全議員への配布というのもこれ非常にいい思い重い対応をとっているのを認識しておりますので、それを踏まえた上で、声は聞いているというような御意見もございました。それを踏まえた上で考えられる対応ということで2案3案のほうは載せさせていただいたような経緯がございますので、もしこの場で決定が難しいということであれば、ちょっと事務局のほうでもこれまでの経緯はどうなんだとかいうような御質問もいただきましたので、こちらまた改めて次年度から適用できるような形で見直し、或いは現状とおりになるかもしれませんけれども、結論を出していただく。この場で無理であれば、またちょっと日を改めて結論出していただくようなことも想定されるかと存じますのでよろしくお願いたします。

○吉田委員長 いろいろおもんばかっていただいているのかなというふうに思うのですが、なかなかこれでは持ち帰ってもう一度再度という中で、今お話を聞く筋道とか前にさかのぼってもう少し調べてとかいうお話もございましたが、皆様その辺はいかがでしょう。

○勝田委員 理解しましたので、今日決めていいのかなとは私は思っています。

○吉田委員長 その他の皆さんはいかがでしょう。小坂委員どうですか。

○小坂委員 具体的に何番ってということで、私は3ですね。

○吉田委員長 それではほぼ、よろしいですか。まとめていきたいかなと思っております。、皆さんにお伺いしたいんですが、それでは、ほぼほぼ皆さん3案ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは適用でございますけれども、第2回。今回第1回ですので。次の定例会からこのことについて、運用を図って参りたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○矢口委員 受け付け入ることには変わらないわけですね3案になって、それで結果

的に議運に諮るかそれとも資料の配布になるかということによろしいんですね。

○元川事務局次長 受理はこれ拒めませんので受理をした上で、こちらの議運のほうで報告させていただいて、全議員への配布というような流れになるかと存じます。

○吉田委員長 こちらのほうを新旧対照表になっております。それで赤字アンダーラインの部分の改正するような形で想定しております。96番、96の一文目はそのままございまして、その後、当該請願及び陳情という表現がございましたけれども、陳情につきましては、ただ今御協議のとおりの結果となりましたので、下記の内容を含む含まないというのは問題なくなることから削除という形になっております。それで(7)のほうに陳情書の内容がということで、陳情想定での文面でしたので、こちらのほうを請願書ということで表記を改正するもの。あとは被害者からの郵送をによる取り扱いの部分で、市外者、市内居住者関係なくなりますので、97番の文中の被害者からの郵送によるという部分を削除するような改正案となっております。この内容で先ほど委員長からお話があったとおり、第2回定例会から適用ということで、御案内させていただければと存じます。

○吉田委員長 それでは今の説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは第3案を用いて、第2回定例会からといたしたいと存じます。次に、協議事項(6)政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料8をお願いいたします。こちらは、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会の事務局長及びパワハラから職員を守る茨城県民の会の代表より提出のありました、政党機関紙の庁内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書でございます。要望の内容といたしましては、資料2ページ下部に2点、要望項目の記載がございますが、①として、政党機関紙の勧誘行為についても、庁舎管理規則に基づき、施設管理者の許可が必要であることを、首長と議長の間で共有し、それが見過ごされてきた実態があれば改めること。②として、議長と首長が協議の上、庁舎内の政党機関紙の勧誘等により、職員が心理的な圧力を感じたという実態の有無に関するアンケートについて、実施が必要と判断した際には、速やかに実態調査を行うこと。以上について要望するというものでございます。要望書の取扱いにつきましては、先例98において、議会運営委員会に報告し、全議員への報告について諮り、本会議には上程しないものとするかとされておりますが、本件についても同様の取扱いでよろしいか、お諮りしたいと存じます。御協議よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、事務局説明のとおり全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは事務局説明のとおりといたします。ただ今の協議事項(6)に

までにつきましては私より全員協議会にて報告をいたします。次に協議事項（7）土浦市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料9をお願いいたします。本件につきましては、現在の本市の選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が、本年3月23日をもって満了となることから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うというものでございますが、定例会最終日前に任期満了を迎えることから、任期内に空白をつくらぬよう対応する必要があります。つきましては、3月4日、本会議初日の全員協議会で、議長より本件について説明、同日の本会議において、先例、並びに、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、議長発議により指名推選で行うことを諮った上で、資料9の名簿のとおり指名するという運びとなるものでございます。なお、こちらの名簿につきまして、個人情報に当たる住所や生年月日について、傍聴者及びホームページ公開用資料につきましては、個人情報保護の観点から、該当部分を黒塗りにしておりますことを申し添えさせていただきます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございます。それでは事務局説明のとおりといたします。次に協議事項（8）議会費の減額補正について、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料10をお願いいたします。本件については、平成6年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）といたしまして、議会費の減額補正を行うものでございます。補正の内容は、議会だよりの発行に係る入札差金及びタブレット端末通信料の不用見込み額について、補正により減額するものでございます。減額補正する金額は、議会だよりの入札差金として、10節需用費の印刷製本費を53万2,000円、タブレット端末通信料の不用見込み額として、11節役務費の通信運搬費を55万6,000円、合計で108万8,000円を減額するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 ないようでございます。議会費の減額補正については事務局説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 それでは議会費の減額補正については事務局説明のとおりといたします。次に協議事項（9）茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料11をお願いいたします。茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、令和7年6月19日に任期満了を迎えるに当たって、こちらの資料のとおり、当該議員の選挙の執行について通知がございました。当該議員の選挙については、同広域連合規則において、その任期が終わる日前30日以内に関係市町村の議会において行うとされており、具体的な選挙の期間については、資料3ページの下から3つ目の欄に記載がございますように、本市は、令和7年5月20日から6月18日までとなっておりますが、会議の冒頭で説明がございました本年の第2回（6月）定例会の日程（案）で

は、会期中に選挙の期間が満了を迎えてしまうことから、定例会初日の6月3日に選挙を行いたいと存じます。なお、現在、矢口議員に務めていただいております当該議員につきましても、先例（33）により、文教厚生委員長を指名推選することとなっております、同時期に各常任委員会委員の任期満了による変更も想定されますことから、本件について、改めて文教厚生委員会にて御協議いただくようお願いさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございますそれでは事務局説明のとおりといたします。次に協議事項（8）議会費の減額補正について、事務局から説明願います。

○吉田委員長 事務局説明のとおり、本年の第2回定例会では2年に1度の常任委員会や議運の選任がございますことから、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましても、先例33に基づき、その時の文教厚生委員会院長を選出するとされておりますので、事務局におかれましては、日程の関係もございましたので、事前に文教厚生委員会にお伝えいただきますようお願いをいたします。その他事務局から何かございますか。

○吉田委員長 それでは事務局説明のとおり、本年の第2回定例会では2年に1度の常任委員会や議運の選任がございますことから、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましても、先例33に基づき、その時の文教厚生委員会委員長を選出するとされておりますので、事務局におかれましては、日程の関係もございましたので、事前に文教厚生委員会にお伝えいただきますようお願いをいたします。その他事務局から何かございますか。

○元川事務局次長 事務では、大変恐縮でございます。私から1点ちょっとお話をさせていただきたいと存じます。先月皆様とともに西宮市議会におきまして、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等による会議の欠席についての視察を行いましたけれども、これは本審議会規則にもですね、同様の条文がございますので、今後増えるであろう介護看護等による会議の欠席もあるかと存じますので、各会派にて共有をいただければと存じます。会議規則第2条に明記をされておりますので、どうぞ御覧いただきたいと思います。なお今後でございますけれども、介護看護、或いは出産育児、そういったときにはですね、委員会へのオンライン出席等についても以前に検討が図られておりますが詳細についてはまだ検討がされていない内容に、なっておりますので、今後については、その点についても検討をして図っていく必要があるのではないかと申し添えておきたいと存じます。それでは、続いて、今回の資料で各議員に非公表とするものがございますか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○吉田委員長 特にないようでございます。ではすべての資料を公表といたします。大変長時間にわたりまして、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。